

一宮市浸水対策施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制及び宅地等の浸水被害軽減を図るため、浸水対策施設を設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市が交付する浸水対策施設設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽並びにし尿を処理する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽転用貯留槽 公共下水道接続時又は改築若しくは増築時に不用となる浄化槽を転用して、敷地内に降った雨水を貯留する槽をいう（別表第1）。
- (3) 雨水貯留槽 敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量が100ℓ以上の新設の貯留槽で、別表第2に定める基準を満たしているものをいう。
- (4) 雨水貯留施設 浄化槽転用貯留槽及び雨水貯留槽並びにこれらに関連する給排水設備からなる施設で、一宮市が別に定める基準に適合するものをいう。
- (5) 浸透枳 浸透孔を有する枳の側面及び底面から、集水した雨水を地中へ浸透させる施設で、別表第3に定める基準を満たしているものをいう。
- (6) 透水性舗装 雨水が舗装の中を通り抜けて、地中に浸透する特殊な舗装で、別表第4に定める基準を満たしているものをいう。
- (7) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させる浸透枳又は透水性舗装からなる施設で、一宮市が別に定める基準に適合するものをいう。
- (8) 防水板 宅地等の浸水のおそれがある出入口に設置するもので、次に掲げる条件を満たすものをいう。
 - ア 浸水に耐える素材のもの
 - イ 取り外し、移動又は埋め込みが可能な構造のもの
- (9) 防水板施設 防水板並びにその設置に必要な工事により設置された施設をいう。
- (10) 浸水対策施設 雨水貯留施設、雨水浸透施設、並びに防水板施設をさす。
- (11) 改造工事 一宮市が別に定めた基準以外で、すでにあるものを雨水浸透施設に作り変える工事、浄化槽転用貯留槽による雨水貯留施設を設置するために行う、浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴空け工事、雨水集水配管及び雨水管の取付け工事並びにポンプの設置に係る工事を

いう。

(12) 新設工事 雨水貯留槽による雨水貯留施設を新たに設置する工事又は浸透枳及び透水性舗装による雨水浸透施設を新たに設置する工事をいう。

(13) 工事 改造工事及び新設工事をいう。

(14) 申請者（所有者） 補助金の交付を受けようとする者をいう。

(15) 1区画 土地が工作物により仕切られた一つの敷地をいう。

(16) 敷地 建築物等の占める土地をいう。

（補助の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる浸水対策施設は、雨水貯留又は浸水防止専用として一宮市内（ただし、雨水浸透施設に関しては、一宮市が別に定める基準で設置を注意する地域を除く）の宅地等に設置するもので、工事に要する費用を申請者（所有者）自らが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する浸水対策施設に対しては、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、他の地方公共団体等が設置するもの

(2) 一宮市住宅事業等に関する指導要綱に該当するもの

(3) 大規模小売店舗立地法に該当するもの

(4) 既に補助金を受けたことがある浸水対策施設を作り変えようとするもの

(5) 移転補償等機能回復により設置するもの

(6) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可により設置するもの

(7) 建築物等の新築に伴い、防水板施設を設置するもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

3 市長は、申請者（所有者）又は施工業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、補助金の交付対象から除外する。

4 浸水対策施設の設置を業者に依頼した場合において、工事費の支払いが現金払いのものは、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は次のとおりとする（ただし個人設置の場合は、材料費のみを補助対象工事費とする。）。

(1) 雨水貯留施設は、1施設につき工事費総額の10分の9に相当する額とする。この場合における1施設とは、別表第1、2に定める通りであり、複数の雨水貯留施設を結合して使用する場合に

においても、1施設として考える。

(2) 浸透枿は、1基につき工事費総額の10分の9に相当する額とする。この場合における1基とは、別表第3に定める通りである。

(3) 透水性舗装は、1㎡につき500円とする。

(4) 防水板施設は設置工事費総額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、その上限の額は、別表第5のとおりとする。

3 防水板施設設置工事に関する補助金の交付は、1区画につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者(所有者)は、あらかじめ浸水対策施設設置補助金交付申請書(様式第1。以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事場所の案内図

(2) 工事の図面(配置平面図、断面図、構造図)

(3) 見積書

(4) 浸水対策施設の設置前の現場写真(状況が把握できるもの)

(5) 誓約書(様式第2)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ア) 雨水貯留施設の場合 使用ポンプ、浄化槽点検記録表、雨水貯留槽等のカタログ等

(イ) 雨水浸透施設の場合 浸透枿等のカタログ等

(ウ) 防水板施設の場合 防水板のカタログ等

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては浸水対策施設設置補助金交付決定通知書(様式第3)により、交付しないと決定した者に対しては浸水対策施設設置補助金不交付決定通知書(様式第4)により、それぞれ当該申請者(所有者)に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浸水対策施設設置変更承認申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更することができる。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、浸水対策施設設置工事完了報告書(様式第6)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了配置平面図

(2) 工事着工から完了までの写真

(3) 申請者自ら設置した場合は、販売業者からの領収書

(4) 業者に依頼し設置した場合は、施工業者からの請求書及び領収書、施工業者への振込み明細書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、完了確認を受けた後、市から渡される表示板により「浸水対策施設」であることの表示しなければならない。

(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書の内容の審査並びに現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浸水対策施設設置補助金交付額確定通知(様式第7)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浸水対策施設設置補助金交付請求書(様式第8)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(変更決定通知)

第 12 条 市長は、第 7 条第 2 項及び前条の規定により、当該補助金の交付内容の変更をした場合は、浸水対策施設設置補助金変更決定通知書（様式第 9）により当該補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(現地調査)

第 14 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施行状況等を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第 15 条 補助対象者は、当該工事完了後、浸水対策施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めるものとし、当該工事完了後浸水対策施設自体の変形、破損等が生じた場合、又は浸水対策施設の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合においても、一宮市は、その責任を負わないものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付則

(施行)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 一宮市雨水貯留施設設置補助金交付要綱

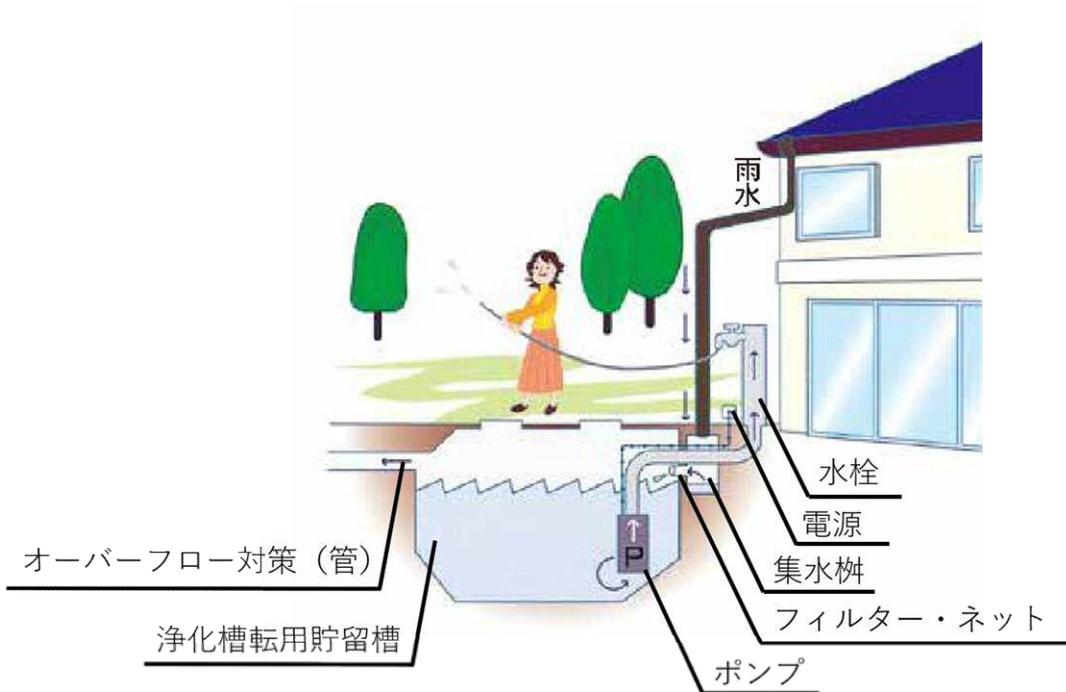
(2) 一宮市雨水浸透施設設置補助金交付要綱

(3) 一宮市防水板施設設置補助金交付要綱

(経過措置)

3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に提出された案件については、従前の例による。

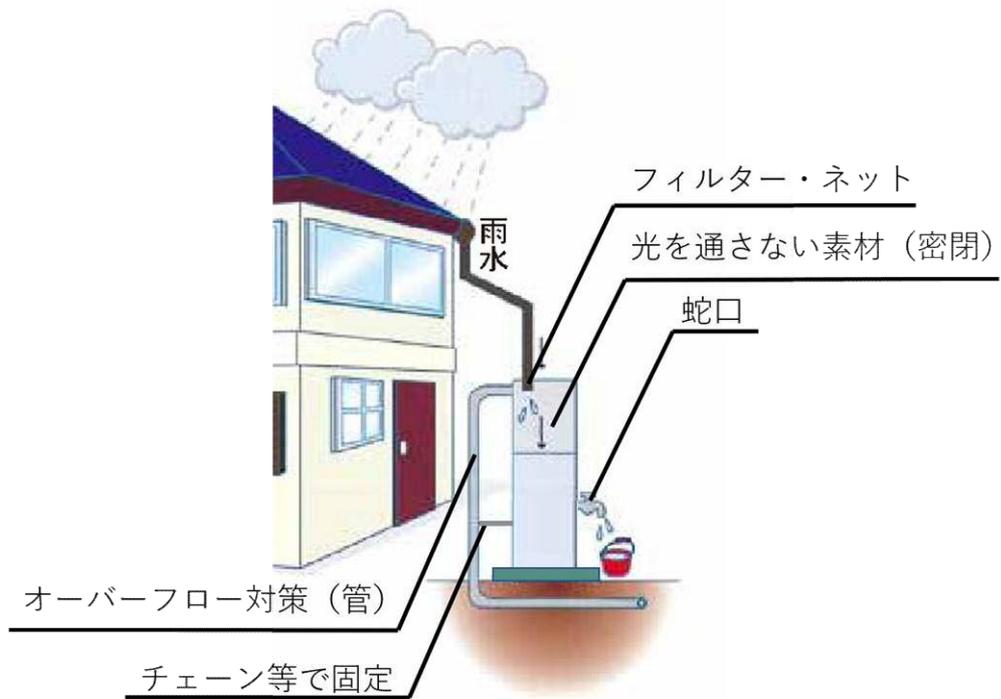
別表第1（第2条関係）浄化槽転用貯留槽



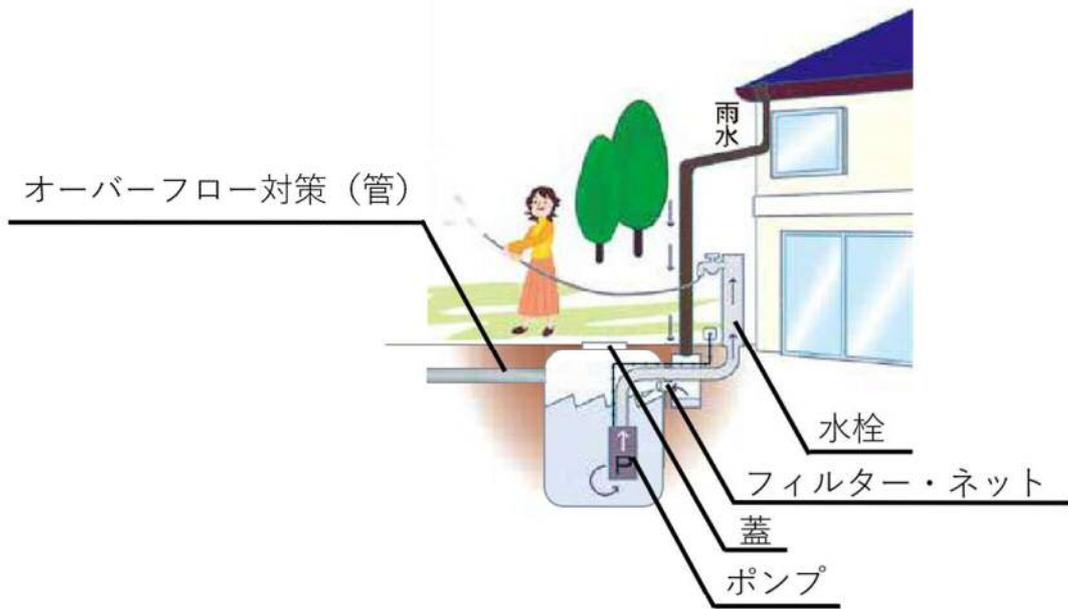
別表第2（第2条関係）雨水貯留槽

下記図と同等品以上とする。

(1) 地上型

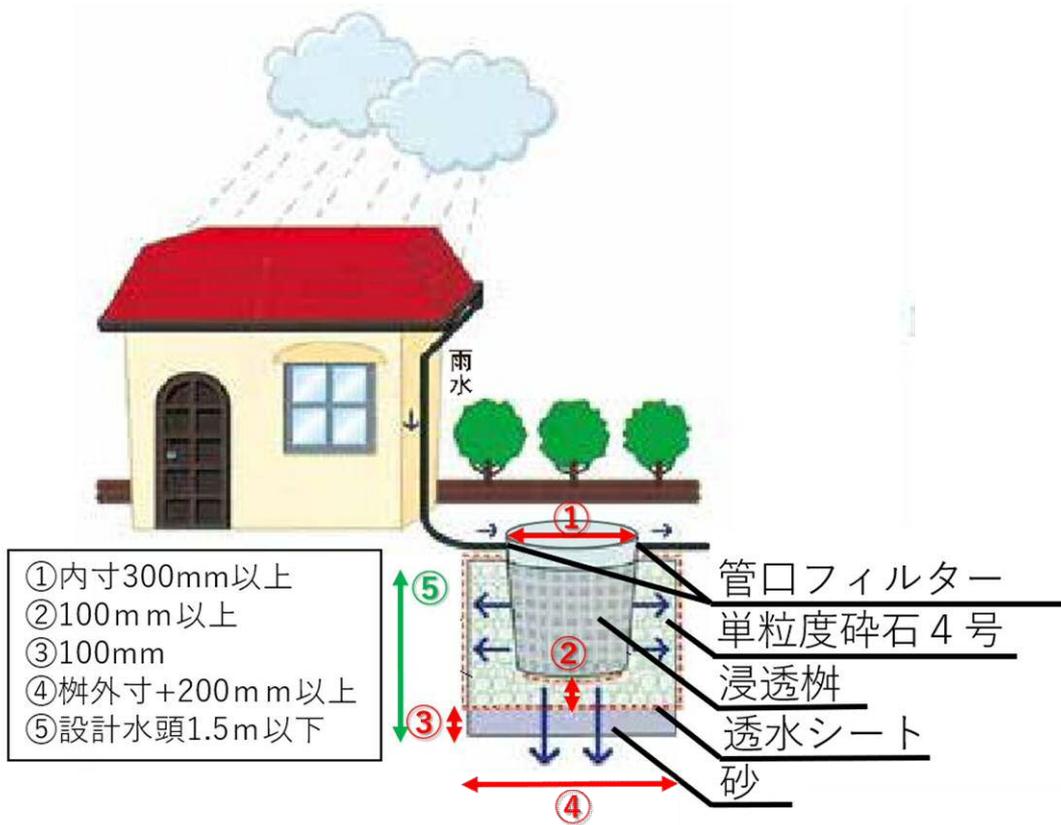


(2) 地下型



別表第3 (第2条関係) 浸透枳

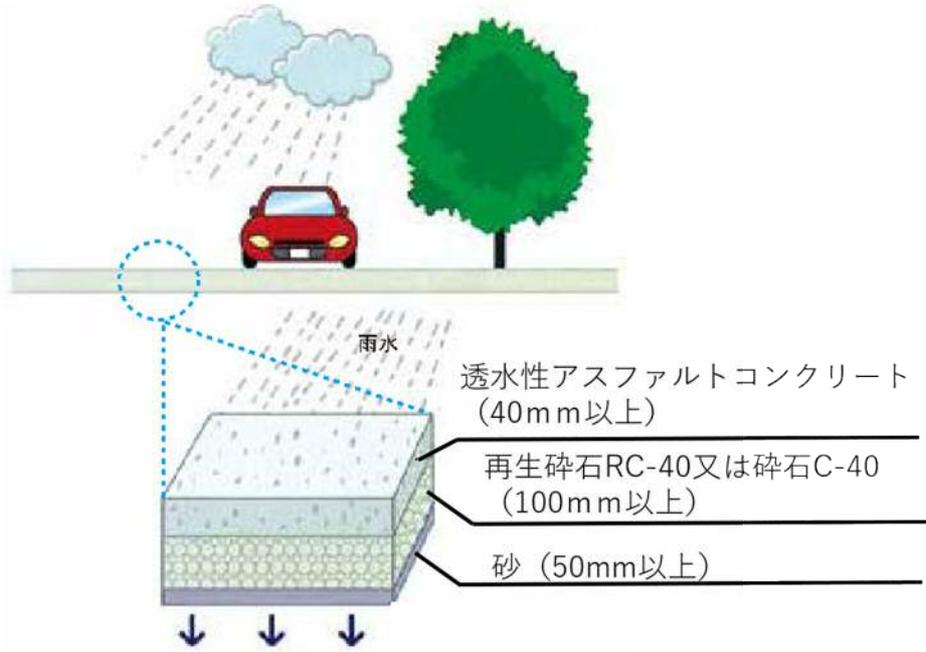
下記図と同等以上のものとする。



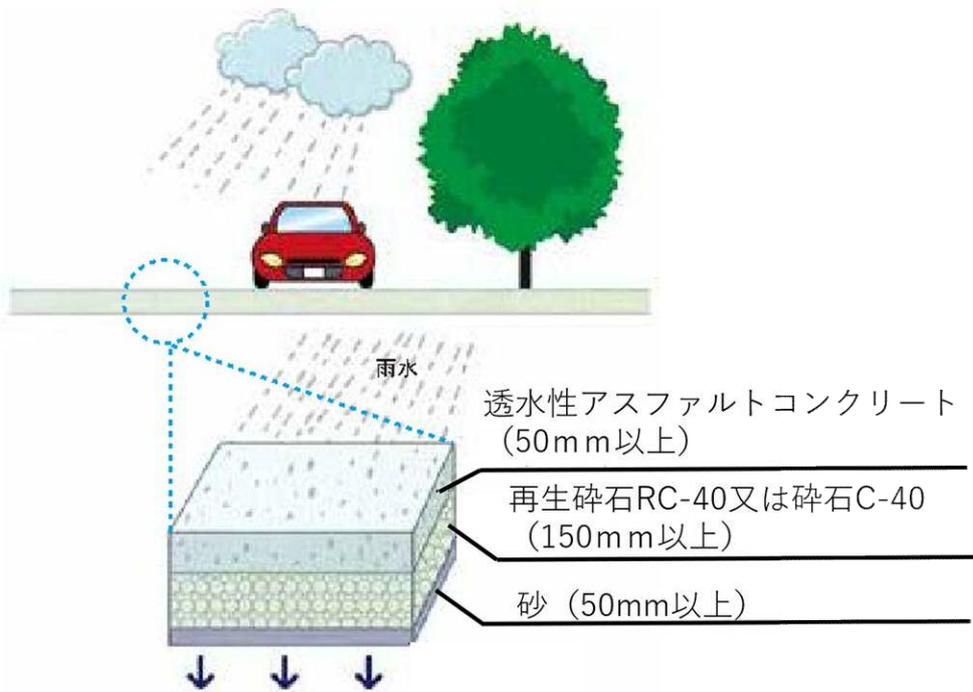
別表第4（第2条関係）透水性舗装

下記図と同等以上のものとする。

（1）使用形態（歩道系）



（2）使用形態（駐車場）



別表第5（第4条関係）

浄化槽転用貯留槽の補助限度額

（1施設当たり）

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5～10人槽まで	150,000円
11人槽～	1人槽増えるごとに1,000円ずつ増額とし、300,000円とする。

雨水貯留槽の補助限度額

（1施設当たり）

貯 留 容 量	補 助 限 度 額
100ℓ以上 200ℓ未満	45,000円
200ℓ以上 300ℓ未満	60,000円
300ℓ以上 500ℓ未満	70,000円
500ℓ以上 900ℓ未満	90,000円
900ℓ以上	210,000円

浸透樹の補助限度額

（1基当たり）

補 助 限 度 額	摘 要
24,000円	1区画の敷地内4基、96,000円を限度とする。

透水性舗装の補助限度額

（1区画あたり）

補 助 限 度 額	摘 要
300,000円	舗装面積は600㎡を限度とする。

防水板の補助限度額

（1基当たり）

補 助 限 度 額	摘 要
300,000円	1区画、300,000円を限度とする。